

工場等判断基準ワーキンググループの審議事項について（案）

平成29年12月

資源エネルギー庁 省エネルギー課

1. 開催の背景・趣旨

資源に乏しい我が国は、安全性の確保を大前提に、経済性、気候変動の問題に配慮しつつ、エネルギー供給の安定性を確保しなければならない。こうしたエネルギー基本計画の考え方を踏まえ、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会の下に、長期エネルギー需給見通し小委員会が設置され、現実的かつバランスの取れたエネルギー需給構造の将来像(エネルギーミックス)についての検討が行われた。

平成27年7月に策定されたエネルギーミックスにおいては、省エネルギーは石油危機後並の効率改善(エネルギー効率を35%程度改善)を達成し、原油換算で 5,030 万 kl 程度の省エネルギー見通しを実現するという野心的な目標が示された。

また、平成27年11月の「未来投資に向けた官民対話」における「製造業向けの産業トップランナー制度(ベンチマーク制度)を、本年度中に業務部門へ拡大し、3年以内に全産業のエネルギー消費の7割に拡大する。」との総理指示を受け、ベンチマーク制度の対象業種拡大をはじめ、徹底的な省エネルギーの推進に向けた具体的施策が未来投資戦略 2017 にも位置付けられている。

これらの状況を踏まえ、エネルギーミックスにおける省エネルギー目標を実現するために必要となる工場等判断基準に係る所要の制度設計を審議するため、昨年度に引き続き工場等判断基準ワーキンググループを開催する。

2. 審議事項

本ワーキンググループにおいては、特に早期に所要の措置を講じる必要がある以下の事項について審議する。

(1) 業務部門のベンチマーク対象業種の拡大【告示事項】

業務部門におけるベンチマーク制度は、一昨年度はコンビニエンスストア業、昨年度はホテル業及び百貨店業について本ワーキンググループで審議を行い、それぞれ制度開始している。

今年度は、現在検討を進めている、スーパー、貸事務所、ショッピングセンターのうち、年度内に合意が得られた業種について告示化に向けて審議を行うとともに、それ以外の業種への対象拡大についても検討を実施する。

(2) 『工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準』の改正【告示事項】

エネルギーミックスで掲げている2030年度の省エネ見通しを確実に実現するためには、現場のエネルギー管理に基づく判断だけでは設備投資等の意思決定に直接結びつけることは困難であることから、エネルギー管理統括者等の経営層を巻き込み、現場のエネルギー管理を踏まえた投資判断を促進するとともに、エネルギー管理企画推進者等を通じて現場と経営を繋ぐ役割を強化することが必要であるという旨の議論が総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会において行われた。同小委員会での議論を踏まえ、工場等判断基準の必要な見直しを行うため、工場等判断基準改正の審議を行う。

省エネルギー小委員会 意見（平成29年8月4日公表）

※ 工場等判断基準に関連する部分を抜粋

1. 省エネ投資の促進

(1) 工場等判断基準¹

省エネ法は、2008年の法改正において、事業所単位規制から事業者単位規制に移行し、特定事業者²及び特定連鎖化事業者³にエネルギー管理統括者⁴とエネルギー企画推進者⁵の配置が義務付けられ、事業者のエネルギー管理体制の整備が進んだ。しかし、事業者が取り組むべき措置を定めた工場等判断基準は従来の現場のエネルギー管理を想定したエネルギー消費設備ごとや工程ごとの構成や規定を踏襲しており、経営層を巻き込んだ大規模な省エネ投資を促すには必ずしも至っていない。

工場等判断基準については、エネルギー管理統括者等の経営層を巻き込み、現場のエネルギー管理を踏まえた大規模な投資判断を促進するとともに、エネルギー企画推進者等を通じて現場と経営を繋ぐ役割を強化するような見直しが必要である。また、見直しに当たっては、経営層の責務として、省エネを進めるために必要となる人材の育成という視点も考慮すべきである。

¹ 工場等においてエネルギーを使用する事業者がエネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を経済産業大臣が定め、告示として公表したもの。

² 工場等を設置し、原油換算で年度当たり1,500kl以上のエネルギーを使用している事業者。毎年度、エネルギー使用状況等を示す定期報告等が義務付けられている。

³ 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を行っており、加盟店のエネルギーの使用の条件に関する事項が加盟店との約款等に含まれる事業者であって、その加盟店も含めて原油換算で年度当たり1,500kl以上のエネルギーを使用している事業者。毎年度、エネルギー使用状況等を示す定期報告等が義務付けられている。

⁴ 事業経営の一環として、事業者全体を俯瞰したエネルギー管理を行うことができる役員クラスの者。特定事業者及び特定連鎖化事業者において選任が義務付けられている。

⁵ エネルギー管理士又はエネルギー管理講習修了者であって、エネルギー管理統括者を実務面から補佐する者。特定事業者及び特定連鎖化事業者において選任が義務付けられている。